

みんなで投票…きれいな選挙

参議院議員通常選挙

選挙区選出議員選挙

比例代表選出議員選挙

公示日6月24日

投票日
7月11日(日)

参議院議員の半数が七月二十五日に任期満了となり、第二十二回参議院議員通常選挙が次のとおり行われる予定です。

この選挙は、明日の社会をつくる大切な選挙ですので『明るく正しい選挙』になるよう、一人ひとりが責任を持ち、正しい判断にたって投票しましょう。

投票のできる方

年齢は満二十歳以上で、三ヶ月以上本町に住所を有し、選挙人名簿に登録されている方です。

具体的には次のとおりです。

平成二年七月十二日以前に出生した方で、平成二十二年三月二十三日以前に転入届出をし、引き続き浜中町に住所を有している方に選挙権があります。



『期日前投票』
『不在者投票』
を活用し、
貴重な一票を大切に

選挙権のある方は、原則として投票日当日、本人が投票所で投票しなければなりません。

しかし、次の理由により当日投票所へ行けない方は、「期日前投票」や「不在者投票」ができます。

【期日前投票】

- ◆ 仕事や冠婚葬祭の予定がある方や、レジャー・買い物等の私用で、投票日に区域内にいない方。
- ◆ 病気やケガ、妊娠などの理由で歩行困難な方。
- ◆ 離島など、交通の不便な場所に住んでいた、そこに滞在している方。

【不在者投票】

- ◆ 出張や旅行、出稼ぎなどの理由で浜中町で期日前投票ができない方。
- ◆ 病院に入院中または老人ホーム（指定施設）に入所中の方は、その施設内で不在者投票ができますので、施設の長に投票等の請求を依頼してください。

※投票するには、あなたが登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に対し、直接ま

たは郵便で投票用紙及び投票用封筒の交付の請求をしなければなりません。

【郵便による不在者投票】

◆この制度は、身体に重度の障害があり投票日に投票所へ行くことができない方が自宅で投票できる制度で、次の方が該当になります。

◇身体障害者手帳に「両下肢等の障害」が一級もしくは二級、「内臓機能の障害」が一級から三級と記載されている方。

◇戦傷病者手帳に「両下肢等の障害」が特別項症から第二項症まで、「内臓機能の障害」が特別項症から第三項症と記載されている方。

◇介護保険の「要介護者」で、介護保険の被保険者証に「要介護状態区分」が「要介護5」と記載されている方。

※手続きは、現在住んでいて住民登録をしている市町村の選挙管理委員会に、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を添えて申し込むと「郵便等投票証明書」が交付されます。（交付の日から七年間有効）

その証明書と一緒に郵便または使者により、不在者投票の請求をしてください。

（請求は七月七日まで）

◆さらに次の要件に該当する方は「郵便などによる不在者投票における代理記載制度」が利用できます。

◇身体障害者手帳に「上肢または視覚の障害」が一級と記載されている方。

◇戦傷病者手帳に「上肢または視覚の障害」が特別項症から第二項症と記載されている方。

※手続きは前述のほか、「代理人となるべき者の届出」が必要となりますので、浜中町選挙管理委員会へ問い合わせください。

期日前投票及び不在者投票を行う場所と期間などは

参議院議員通常選挙（選挙区選出議員選挙・比例代表選出議員選挙）

六月二十五日～七月十日

※時間は、いずれも午前八時三十分から午後八時までです。

場所は、浜中町役場（二階会議室）です。

投票日の各投票所の時間は

今回の選挙についても前回と同様に、投票時間を『繰り下げ』『繰り上げ』て実施されますので、入場券

投票所・投票時間

| 投票区名 | 投票場所 | 投票時間 |
|-----------|----------------|-------------|
| 第1. 霧多布 | 総合文化センター | 午前7時～午後8時まで |
| 第2. 琵琶瀬 | 琵琶瀬住民センター | 午前8時～午後7時まで |
| 第3. 散布 | 漁村センター | 午前8時～午後7時まで |
| 第4. 榊町 | 榊町会館 | 午前8時～午後7時まで |
| 第5. 奔幌戸 | 奔幌戸ふれあい館 | 午前8時～午後7時まで |
| 第6. 貫人 | 貫人会館 | 午前8時～午後7時まで |
| 第7. 浜中 | 浜中農村環境改善センター | 午前7時～午後7時まで |
| 第8. 熊牛 | 熊牛地区コミュニティセンター | 午前8時～午後6時まで |
| 第9. 茶内 | 茶内コミュニティセンター | 午前7時～午後7時まで |
| 第10. 茶内第一 | 茶内第一住民センター | 午前8時～午後6時まで |
| 第11. 茶内第三 | 茶内第三母と子の家 | 午前8時～午後6時まで |
| 第12. 西円朱別 | 西円朱別農民研修センター | 午前8時～午後6時まで |
| 第13. 円朱別 | 円朱別会館 | 午前8時～午後6時まで |
| 第14. 姉別南 | 姉別農村環境改善センター | 午前8時～午後6時まで |
| 第15. 厚床 | 厚陽地区会館 | 午前8時～午後6時まで |
| 第16. 姉別 | 姉別小学校 | 午前8時～午後6時まで |

に記載されている事項などを事前に確認するなど「棄権」とならないよう十分に注意して、所定の投票所で必ず投票してください。

★お問い合わせ先

役場 総務課内

浜中町選挙管理委員会

☎62-12125

未来をつくる
あなた一票大切に



明るい選挙のイメージキャラクター
選挙のめいすいくん